

安芸高田市物品購入等事後審査型一般競争入札公告共通事項

1 入札参加資格

(1) 共通の入札参加資格について、本競争入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当しなければならない。

ア 安芸高田市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登載の者。

イ 対象案件に係る公告の日から落札決定日までの間のいずれの日においても、安芸高田市建設業者等指名除外要綱（平成 16 年安芸高田市訓令第 64 号）に基づく指名除外措置を受けていない者。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

(2) 対象案件ごとの入札参加資格について、入札案件ごとに設定した、入札に参加する者に必要な資格要件を満たすことを必須とする。

2 閲覧仕様書等は安芸高田市ホームページに掲載する。入札参加希望者がパソコン環境の障害等により安芸高田市ホームページを閲覧できない場合は、入札案件ごとに定める仕様書等閲覧期間内に、企画部財政課に申し出れば配布を受けることができる。

3 入札保証金

免除する。

4 入札

(1) 入札参加申請書兼入札書（以下「入札書」という。）のほか、入札案件ごとに指定する書類を持参すること。

(2) 入札参加希望者は、仕様書、安芸高田市物品購入等事後審査型一般競争入札事務処理要綱（令和 5 年安芸高田市訓令第 35 号。）及び安芸高田市財務規則（平成 16 年安芸高田市規則第 39 号。以下「規則という。」）等を熟読の上、入札に参加すること。

(3) 入札参加者は、入札書に、次の各号に掲げる事項を記載して提出すること。これらの記載がないものは、その入札を無効とする。

ア 入札参加者（入札参加資格審査申請時に権限を委任している場合は、委任先）の所在地、商号又は名称、代表者氏名及び押印

イ 入札金額（公告に定める記載方法に従うこと。）

ウ 公告案件名

(4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に該当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。）

(5) 入札書は、封筒に入れて入札案件ごとに定める入札書提出期間に企画部財政課に持参

すること。ただし、書留郵便を承認する場合は、入札案件ごとの公告に示すので、それに従うこと。

- (6) 公告に定めた資格要件を満たしていることが確認できる書類を同封すること。
- (7) 入札書を入れる定型封筒は、のりで封をすること。「物品購入等事後審査型一般競争入札に使用する封筒の様式」を参照し、封筒の表面に公告案件名、開札日時、商号又は名称及び入札書が在中している旨を記載すること。
- (8) 入札参加者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- (9) 災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の日程を変更する、又は入札を中止することがある。

5 再度の入札

- (1) 1 度目の開札の結果、1 者以上の応札があり、予定価格の制限の範囲内での入札がなかった場合は、原則として開札日の翌日に公告文で指定された日時・場所で2 回を限度として再度の入札を行う。入札参加者は公告文で指定された日時・場所で再度の入札に参加しなければならない。
- (2) 再度の入札を辞退する場合は辞退届を持参・メールもしくは FAX で送付のいずれかの方法で再度入札日の午前9 時30 分までに提出しなければならない。
メール・FAX での送付の場合は後日、郵送または持参し辞退届原本を提出する必要がある。
- (3) 入札参加者は、入札書に、次の各号に掲げる事項を記載して提出すること。これらの記載がないものは、その入札を無効とする。
 - ア 入札参加者（入札参加資格審査申請時に権限を委任している場合は、委任先）の所在地、商号又は名称、代表者氏名及び押印（当日、委任を受けて入札に参加される場合は、委任状を提出することで、受任者の指名及び押印で可とする。）
 - イ 入札金額（公告に定める記載方法に従うこと。）
 - ウ 公告案件名
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 分の10 に該当する額を加算した金額（当該金額に1 円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。）
- (5) 入札参加者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- (6) 災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の日程を変更する、又は入札を中止することがある。

6 開札

(1) 開札の立会い

ア 入札参加者又はその代理人（以下「立会人」という。）は、開札に立ち会うことができる。

イ 立会人は、開札開始時刻後においては、開札会場に入室することはできない。

ウ 立会人は、入札執行者がやむを得ないと判断したときを除き、開札執行中は開札会場を退室又は再入札することはできない。

(2) 落札候補者の決定

ア 規則第 89 条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者が 2 人以上あるときは、開札日以降、後日指定する日時にくじ引きにより落札候補者を決定する。

この場合において、当該入札者がくじを引かない場合には、当該入札に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行うものとする。なお、くじ引きの辞退は認めない。

ウ 入札参加者の受任者がくじ引きをする場合は、入札権限に関する「委任状」に、委任者である入札参加者の所在地、商号又は名称、委任者名の記載及び押印がされ、かつ受任者氏名の記載及び押印がされたものを提出すること。

(3) 再度の入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、2 回を限度として再度の入札を行う。

イ 再度の入札を実施する場所、日時については、開札後に別途通知する。

ウ 再度の入札に参加できる者は、初度入札において応札した者に限る。

エ 災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の日程を変更する、又は入札を中止することがある。

7 無効入札

規則第92条の規定等に基づき、次の各号の一に該当する場合、当該入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
- (2) 入札を取り消すことができる能力を有しない者の意思表示であるとき。
- (3) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (4) 入札者が 2 以上の入札をしたとき。
- (5) 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札をしたとき。
- (6) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- (7) 入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。
- (8) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (9) 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

8 落札者の決定方法

(1) 開札日の翌日以降、落札候補者となった者について入札参加資格の審査を行う。

(2) 前項の審査により、落札候補者が入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

(3) 落札候補者が入札参加資格を有していないと確認された場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した次順位者を落札候補者として審査を行い、落札者が決定されるまで行うものとする。

9 契約保証金

規則第 75 条の規定により、契約金額の 10 分の 1 以上を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除する。

(1) 金融機関・保証事業会社の履行保証保険契約に係る保証証券を提供したとき。

(2) 国債・地方債、政府・金融機関の債権又は金融機関の小切手・手形など確実な担保が提供されたとき。

(3) 契約の日の属する年度及びその前 2 年度の間当該入札に係る契約と種類を同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を市又は国若しくは他の地方公共団体と 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 契約書の作成

(1) 契約書の作成にあたっては、落札者は、規則に従い、当該契約を締結すること

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

11 契約の締結

落札者は、契約書を作成する場合においては、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して 5 日以内（安芸高田市の休日定める条例（平成 16 年安芸高田市条例第 2 号。）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に、これを契約担当職員に提出しなければならない。

12 その他

(1) この入札に際しては、規則に従わなければならない。

(2) 期間中の受付等手続きは、公告によるものとする。公告に定めがないものについては、休日以外の日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) 入札の実施に関して提出された書類は返却しない。

(4) 契約履行上やむを得ない場合には、双方協議して内容を変更し、契約金額を変更することがある。